

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
44	臨時特別給付金等の支給に関する事務 基礎項目評価書【令和5年3月31日終了】

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

越谷市は住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金等の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響が及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金等の支給に関する事務では、事務の一部を外部事業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関する契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

越谷市長

## 公表日

令和5年12月28日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	臨時特別給付金等の支給に関する事務
②事務の概要	住民税非課税世帯等に対して給付金を支給する。なお、令和3年1月2日～令和4年9月30日に越谷市に転入された方については情報連携システムを活用し、課税状況を把握して対象者名簿を作成する。 (1)非課税世帯等に対する臨時特別給付金【令和5年3月31日終了】 (2)住民税非課税世帯等に対する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金【令和5年3月31日終了】 (3)生活支援臨時特別給付金【令和5年3月31日終了】
③システムの名称	統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)臨時特別給付金対象者名簿 (2)緊急支援給付金対象者名簿 (3)生活支援給付金対象者名簿	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、別表第一第100項及び第101項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第73条及び第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条 ・別表第一告示(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十三条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示)5号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第1項第8号 別表第2の121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条 【情報提供】 提供なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部生活福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	越谷市総務部総務課 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-963-9136
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	越谷市福祉部生活福祉課 住所: 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電話: 048-963-9162

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [ 1万人以上10万人未満 ] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年9月30日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年9月30日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[ 基礎項目評価書 ]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[ ○ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[ ○ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査			
実施の有無	[ ○ ] 自己点検	[ ] 内部監査	[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月28日	評価書名	臨時特別給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書	臨時特別給付金等の支給に関する事務 基礎項目評価書【令和5年3月31日終了】	事後	保護評価書の見直しの際、記載内容の変更があったため
令和5年12月28日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	越谷市は臨時特別給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響が及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	越谷市は住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金等の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響が及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	保護評価書の見直しの際、記載内容の変更があったため
令和5年12月28日	特記事項	-	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金等の支給に関する事務では、事務の一部を外部事業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関する契約に含めることで万全を期している。	事後	保護評価書の見直しの際、記載内容の変更があったため
令和5年12月28日	I.関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	臨時特別給付金の支給に関する事務	臨時特別給付金等の支給に関する事務	事後	保護評価書の見直しの際、記載内容の変更があったため
令和5年12月28日	I.関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	住民税非課税世帯に対して臨時特別給付金を支給する。なお、令和3年1月2日～令和4年9月30日に越谷市に転入された方については情報連携システムを活用し、課税状況を把握して対象者名簿を作成する。	住民税非課税世帯等に対して給付金を支給する。なお、令和3年1月2日～令和4年9月30日に越谷市に転入された方については情報連携システムを活用し、課税状況を把握して対象者名簿を作成する。 (1)非課税世帯等に対する臨時特別給付金【R5年3月31日終了】 (2)住民税非課税世帯等に対する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金【R5年3月31日終了】 (3)生活支援臨時特別給付金【R5年3月31日終了】	事後	保護評価書の見直しの際、記載内容の変更があったため
令和5年12月28日	I.関連情報 2.特定個人情報ファイル名	臨時特別給付金対象者名簿	(1)臨時特別給付金対象者名簿 (2)緊急支援給付金対象者名簿 (3)生活支援給付金対象者名簿	事後	保護評価書の見直しの際、記載内容の変更があったため
令和5年12月28日	I.関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1の100の項、別表第一主務省令第73条、別表第一告示(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第73条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示)5号	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、別表第一第100項及び第101項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第73条及び第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条 ・別表第一告示(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第73条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示)5号	事後	保護評価書の見直しの際、記載内容の変更があったため
令和5年12月28日	I.関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【特定個人情報の提供】 情報提供しない  【特定個人情報の照会】 番号法第19条第8号 別表第二 121項	【情報照会】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第1項第8号、別表第2の121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条 【情報提供】 提供なし	事後	保護評価書の見直しの際、記載内容の変更があったため
令和5年12月28日	II.しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年12月10日 時点	令和4年9月30日 時点	事後	保護評価書の見直しの際、記載内容の変更があったため
令和5年12月28日	2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年12月10日 時点	令和4年9月30日 時点	事後	保護評価書の見直しの際、記載内容の変更があったため